

競争参加資格審査の 具体的手法(素案)

平成20年3月3日

1. 各段階における審査・評価の役割

建設業許可

定期の競争参加資格審査

○公共工事の多様性を踏まえて、グルーピングされた市場(発注標準)に適合する企業を仕分ける(格付)役割

工事ごとの競争参加資格の確認

○当該工事の規模や特性にふさわしい企業をふるい分ける役割

- ・当該工事を担うのに適した企業についてランク要件、地域要件等を設定。
- ・当該工事の適正な履行のために最低限必要な実績等の要件を設定。
- ・設定された最低限の要求要件を満足しない企業は欠格。

総合評価

○当該工事の特性に対し、最も契約相手として望ましい企業を選定する役割

- ・競争参加者のうち、価格及び品質が総合的に最も優れた企業と契約。

落札者の決定

2年に1回

工事ごと

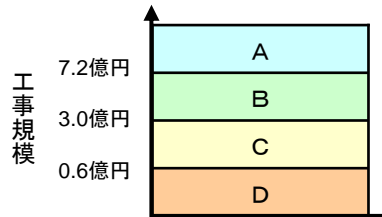
2. 定期の競争参加資格審査における論点の整理

定期の競争参加資格審査

市場の区分(発注標準)

発注標準のあり方

(現行)



- 論点2:** 多様な工事の特性を工事規模(金額)のみで適切に区分できているか。
- 論点3:** 良い仕事をして、必ずしも競争参加機会の拡大に繋がらないのではないか。

公共工事の多様性を踏まえて、グルーピングされた市場(発注標準)に適合する企業を仕分ける(格付)役割



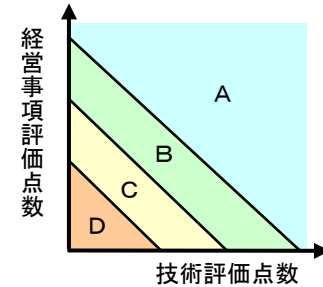
発注標準と企業の格付の組合せ

- 論点6:** 発注標準と企業の格付をどのように組み合わせることが適切か。

企業の格付

格付の枠組みのあり方

(現行)



- 論点4:** 工事毎(21工種)に市場が細分化されているが類似工種の実績を全く反映しないことが適切か。
- 論点5:** 経営事項評価点数と技術評価点数の比率を5:5で足し合わせた総合点数による評価が適切か。

評価項目・算定式のあり方

- 論点7:** 経営事項評価点数については、審査結果のうち特に重視する評価項目のみを使用することも考えられないか。
- 論点8:** 現行の技術評価点数では、企業の技術力が適切に評価されていないのではないか。

適切な役割分担のあり方

- 論点1:** 定期の競争参加資格審査と工事ごとの競争参加資格の確認の役割分担が適切か。両者の審査項目の使い分けや2年に1回の頻度が適切か。

工事ごとの競争参加資格の確認

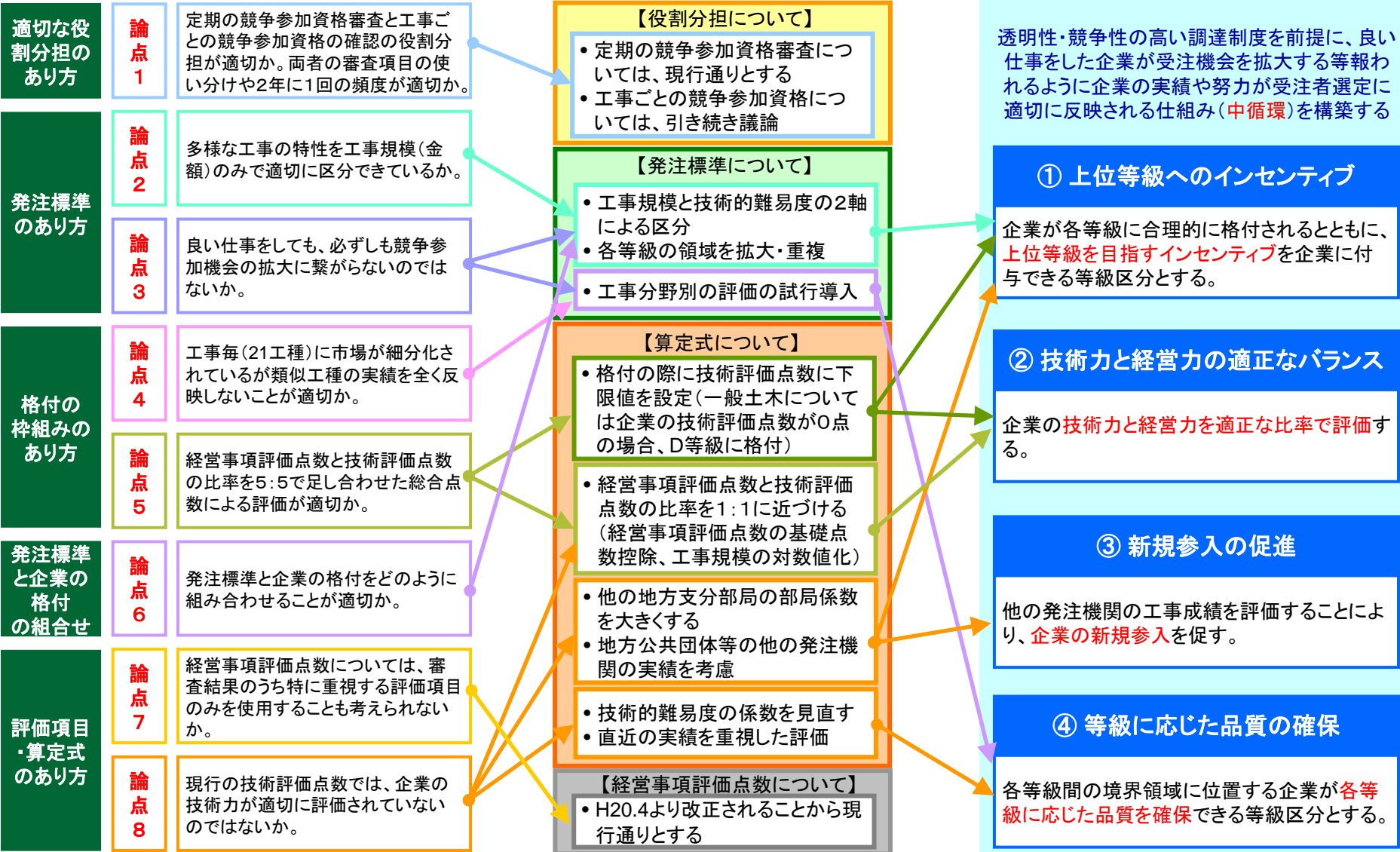
当該工事の特性に対応できる企業をふるい分ける役割

3. 基本的な考え方

論 点

方向性(案)

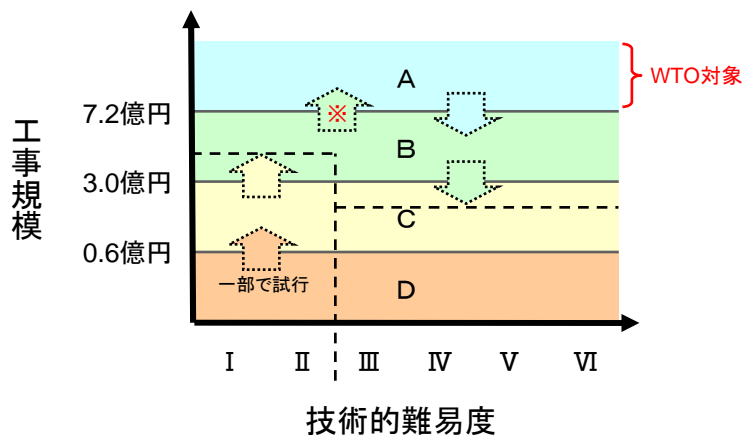
基本的な考え方



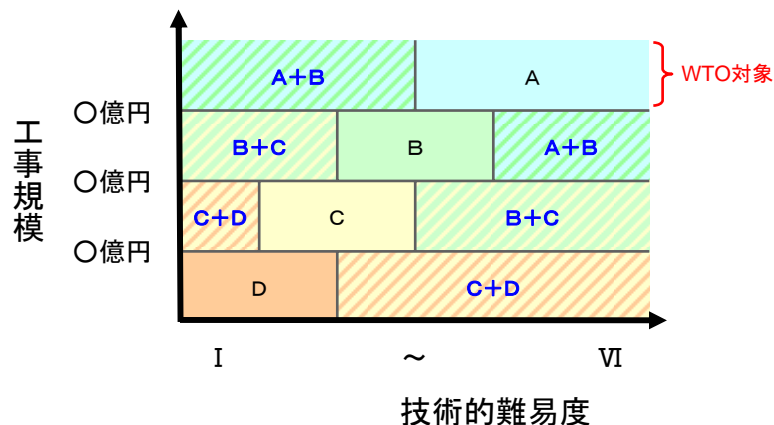
4. 発注標準

工事規模と技術的難易度の2軸による区分とし、企業の競争参加機会が拡大するよう各等級の領域を拡大・重複する発注標準とする。

〔現行〕一般土木工事の場合



〔方向性〕



同じ工事規模でも技術的難易度に応じて工事に必要な技術力が異なるため、工事規模と技術的難易度の2軸とし、技術的難易度に応じて、上位または下位等級の企業の競争参加機会を認める発注標準とする案。

※ WTO政府調達協定対象工事(平成20年3月まで7.2億円以上、4月以降7.9億円以上)の場合、等級区分に係わらず経営事項評価点数が一定点数以上であることのみが資格要件となる。

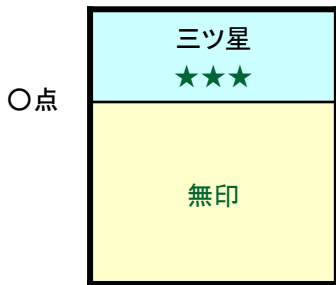
(参考) 工事分野別の評価の試行導入

専門工事分野にて優れた技術力を有する企業の競争参加機会を拡大するため、工事分野別の評価を試行導入する。

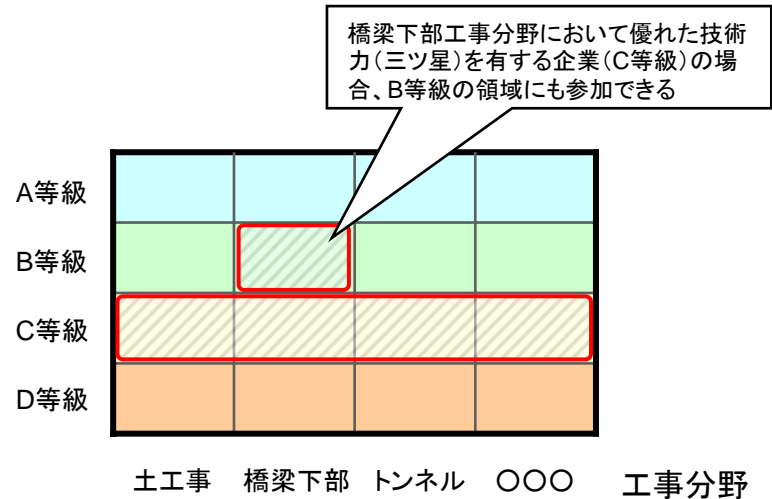
[イメージ] 橋梁下部工事の場合

(例1) 橋梁下部工事分野の
技術評価点数

(例2) 橋梁下部工事分野の
工事成績ランキング



※橋梁下部工事分野として、新設工事、補修工事を含む評価点数の設定



工事分野ごとに優れた技術力を有する企業(三ツ星)は、当該企業の等級より1ランク上位等級の工事への競争参加を認める案。

5. 技術評価点数の算定式 (1/2)

現行の算定式による技術評価点数は工事規模が支配的な要素となっている傾向にあるため、地方公共団体の実績も考慮し、工事成績評定をより重視した評価となるように見直す。

現行 平成19・20年度)の算定式)

技術評価点数

$$\begin{aligned} &= \sum \left\{ \frac{(\text{【成績評定】} - 65) \times \text{【技術的難易度】} \times \text{【工事規模】} \times \text{【総合評価】} \times \text{【部局係数】} \times \text{【調整係数】}}{\text{提案し、施工(落札)した者}} \right\} \\ &+ \sum \left\{ \frac{\text{【技術的難易度】} \times \text{【工事規模】} \times \text{【総合評価】} \times \text{【部局係数】}}{\text{提案し、落札できなかった者}} \right\} \end{aligned}$$



新たな算定式の例)

技術評価点数

$$\begin{aligned} &= \sum \left\{ \frac{(\text{【成績評定】} - 65) \times \text{【技術的難易度】} \times \text{Log【工事規模】} \times \text{【総合評価】} \times \text{【部局係数】}}{\text{提案し、施工(落札)した者}} \right. \\ &\quad \left. \times \text{【調整係数】} \times \text{【直近係数】} \right\} \\ &+ \sum \left\{ \frac{\text{【技術的難易度】} \times \text{Log【工事規模】} \times \text{【総合評価】} \times \text{【部局係数】}}{\text{提案し、落札できなかった者}} \right. \\ &\quad \left. \times \text{【調整係数】} \times \text{【直近係数】} \right\} \\ &+ \sum \left\{ \frac{(\text{【成績評定】} - \text{成績評定平均点}) \times \text{Log【工事規模】} \times \text{【部局係数】} \times \text{【調整係数】} \times \text{【直近係数】}}{\text{地方公共団体の実績}} \right\} \end{aligned}$$

5. 技術評価点数の算定式 (2/2)

【成績評定】 工事成績評定点。直轄工事は65点を控除する。
地方公共団体は各団体の平均点を控除する。

【技術的難易度】

工事技術的難易度	I	II	III	IV	V	VI
係数 (例)	1.0	1.2 ↓ 1.25	1.4 ↓ 1.5	1.6 ↓ 1.75	1.8 ↓ 2.0	2.0

【工事規模】 最終請負金額を百万円で除した数値。対数値として用いる。

【総合評価】 総合評価方式(標準型及び高度技術提案型)における評価結果(加算点)を反映。

【総合評価】 = 1 + 【得点率】(1.0~2.0)

【得点率】 = 得点 / 加算点

【部局係数】

	工事請負金額	係数(例)	
		現行	方向性
当該地方支分部局 が発注した工事	全工事	1.0	1.0
他の地方支分部局 が発注した工事	7億2,000万円以上	1.0	1.0
	2億円以上 7億2,000万円未満	0.5	
	2億円未満	0.2	0.5
地方公共団体の実績		—	0.1

【調整係数】 低入札価格調査対象者で、かつ工事成績65点未満の場合に「2」を乗じる。
地方公共団体の成績評定平均点以下の工事の場合は「0」を乗じる。

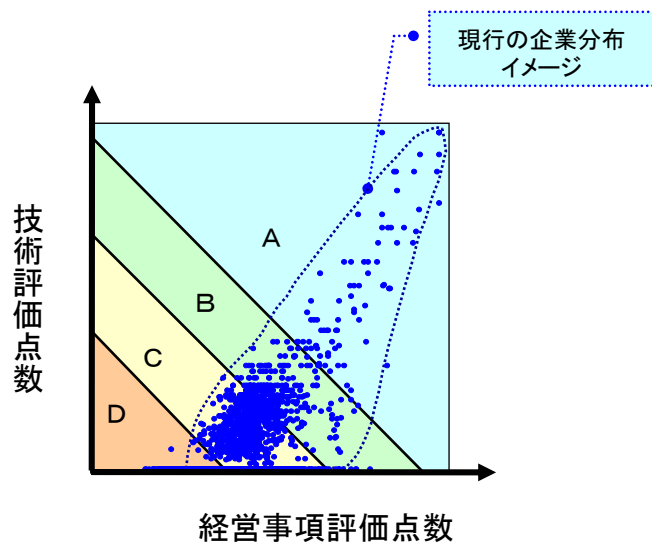
【直近係数】

実績工事	係数 (例)
直近2年以内の完成工事	2.0
直近2年超 4年以内の完成工事	1.0

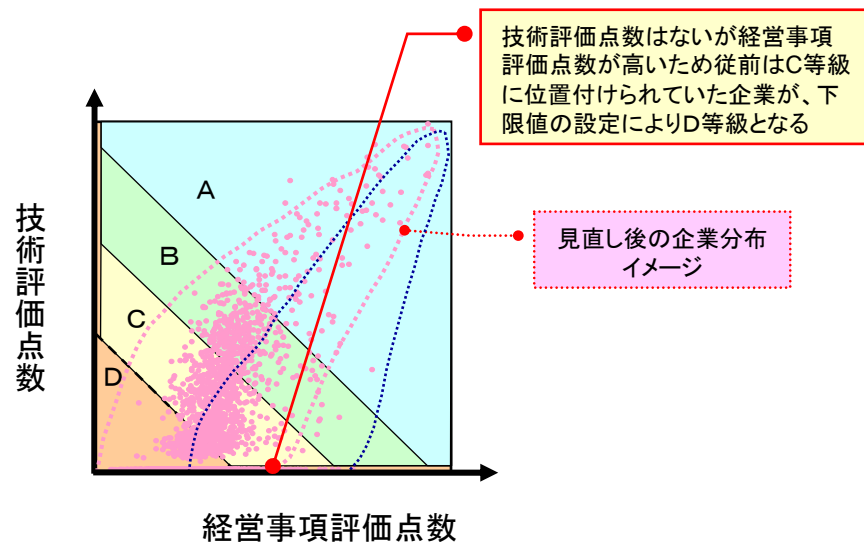
6. 格付の枠組み

技術評価点数のない企業が経営事項評価点数のみで上位等級に格付される場合があることから、各等級に対し点数の下限値を設ける。(例えば、一般土木については企業の技術評価点数が0点の場合にはD等級に格付する。)

〔現行〕



〔方向性〕



経営事項評価点数及び技術評価点数のそれぞれが0点の場合にD等級に格付する案。

※新規参入については算定式にて対応。

7. 改正に伴う経過措置等

- 大幅な改正に伴う経過措置として、次回の資格審査に限り、等級が変更した企業について、希望により従来の等級に留まることができるものとする。(ただし、実績がないあるいは工事成績が不良であることにより技術評価点数がないためにD等級に格付された企業は除く。)
- 次々回以降の資格審査において、工事成績評定点の控除点数(65点)の引き上げを行う。
- 地方公共団体の実績については、次回の資格審査においては、データの入手性等を勘案し、都府県における過去2年間の500万円以上の工事の実績を考慮する。

8. 業界等からの意見募集

- 現在、国土交通省直轄工事における次回(平成21・22年度)の競争参加資格審査に関する「発注標準」、「技術評価点数の算定式」および「格付の枠組み」について、インターネットにおいて意見募集を行っている。
- 業界団体を通じて、加盟各社に意見募集の情報提供を依頼。

意見募集サイト : <http://www.nilim.go.jp/lab/peg/shinsa.htm>

意見募集期間 : 平成20年3月28日(金)まで